

第57回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

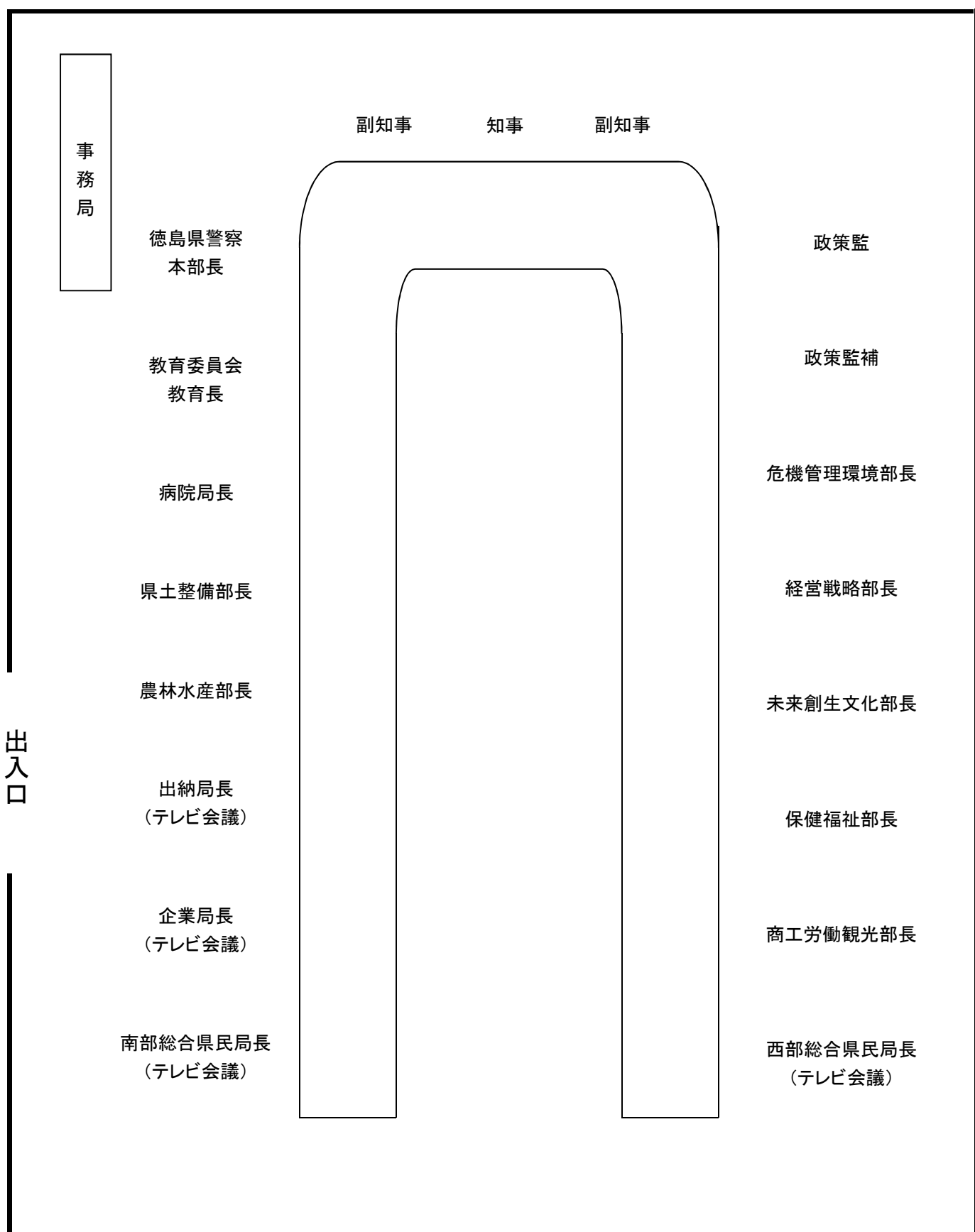
日 時：令和3年7月11日（日）
午後4時

場 所：県庁3階 特別会議室

◎協議事項

緊急事態宣言の再発出等を踏まえた本県の対応について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



資料 1

令和3年7月11日

保健福祉部

○各指標の状況

	直近1週間 (7/4～7/10)の 新規報告者数	感染経路 不明割合	確保病床の 使用率	療養者数	PCR 陽性率
7/11 の状況	9 人 (うち、60 歳以上 0 人)	11.1% (1/9)	4.7% (11/234)	11 人	1.0% (9/874)
特徴的な傾向	6/19 から 23 日連続 ステージⅠ (10 人)未満	感染経路不 明は 6/21 以 来 20 日ぶり	6/2 から 40 日連続 ステージⅡ (20%)未満	5/20 から 53 日連続 ステージⅢ (140 人)未満	5/10 から 62 日連続 ステージⅢ (5%)未満
とくしまアラート 発動基準 (ステージⅠ)	10 人以上	50%以上	—	—	—

※ 7 / 1 0 に確認された新規感染者数は、5人

○変異株スクリーニング検査の状況 (L452R 変異株 (デルタ株))

検査日	検査件数	陽性者数	備考
6 / 2	36	0	家畜防疫衛生センターで実施
6 / 8	3	0	
6 / 17	2	0	
6 / 21	8	0	
6 / 28	3	0	
7 / 5	2	0	
合計	54	0	

7/11(日)時点

○ とくしまアラートに係る指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷				監視体制		
①直近1週間 (7/4～7/10)の 新規報告者数	②感染経路 不明割合	③病床のひっ迫具合			④療養者数	(参考) 検査件数	⑤PCR陽性率	
		入院医療		(参考) 宿泊療養施設 稼働率				
		(入院率)	うち重症者用 (確保病床の使用率)					
9人 うち、60歳以上 (0人)	11.1% (1/9)	4.7% (11/234)	100.0% (11/11)	0.0% (0/25)	0.0% (0/276)	11人 (入院:11人 宿泊療養:0人)	874件 先週の 検査件数1,097件	1.0% (9/874)

(参考)

(療養者数)		(宿泊療養者数) 0	
(入院者数) 11	(調整中)	(宿泊者数)	(自宅健康観察者数)
11	0	0	0

(参考)とくしまアラート発動基準

ステージ I	10人 以上	50%以上	-		-	-	-
ステージ II	30人 以上		(確保病床の使用率) 20%以上	-	(確保病床の使用率) 20%以上	-	-
ステージ III	100人 以上		(入院率) 40%以下	(入院率) 25%以下	(確保病床の使用率) 50%以上	-	5%以上
ステージ IV	170人 以上		(確保病床の使用率) 50%以上	(入院率) 25%以下	(確保病床の使用率) 50%以上	210人 以上	10%以上

※病床のひっ迫具合、療養者数は、**7月11日(日) 午前0時 現在**
※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率、**基準期間**は、**7月4日(日)**
※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。
なお、医療機関による検査数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。
※とくしまアラートの発動基準としては、①～⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。
※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

7月10(土)

7月4(日)

～

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和 3 年 7 月 8 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 7 月 12 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日）から 8 月 22 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国性的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和 3 年 7 月 8 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 7 月 12 日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 20 日から 8 月 22 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・ 埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和 3 年 4 月 20 日から 8 月 22 日までとする。

・ 大阪府については、令和 3 年 6 月 21 日から 8 月 22 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・ 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・ 特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

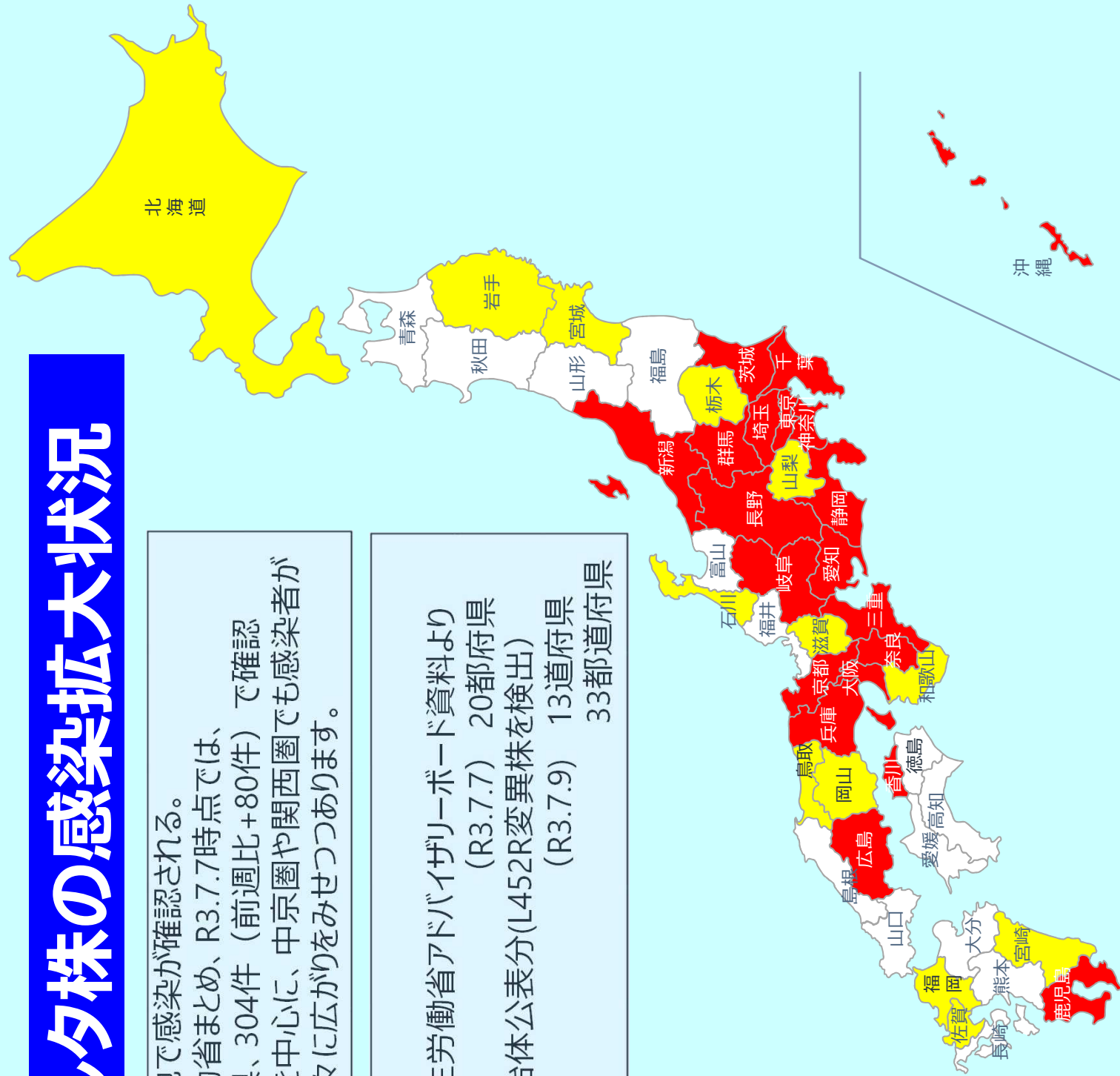
国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

デルタ株の感染拡大状況

○全国各地で感染が確認される。
○厚生労働省まとめ、R3.7.7時点では、
20都府県、304件（前週比+80件）で確認
⇒首都圏を中心に、中京圏や関西圏でも感染者が
増え、徐々に広がりをみせつつあります。

【凡例】

赤…厚生労働省アドバイザリーボード資料より
（R3.7.7） 20都府県
黄…自治体公表分(L452R変異株を検出)
（R3.7.9） 13道府県
合計 33都道府県

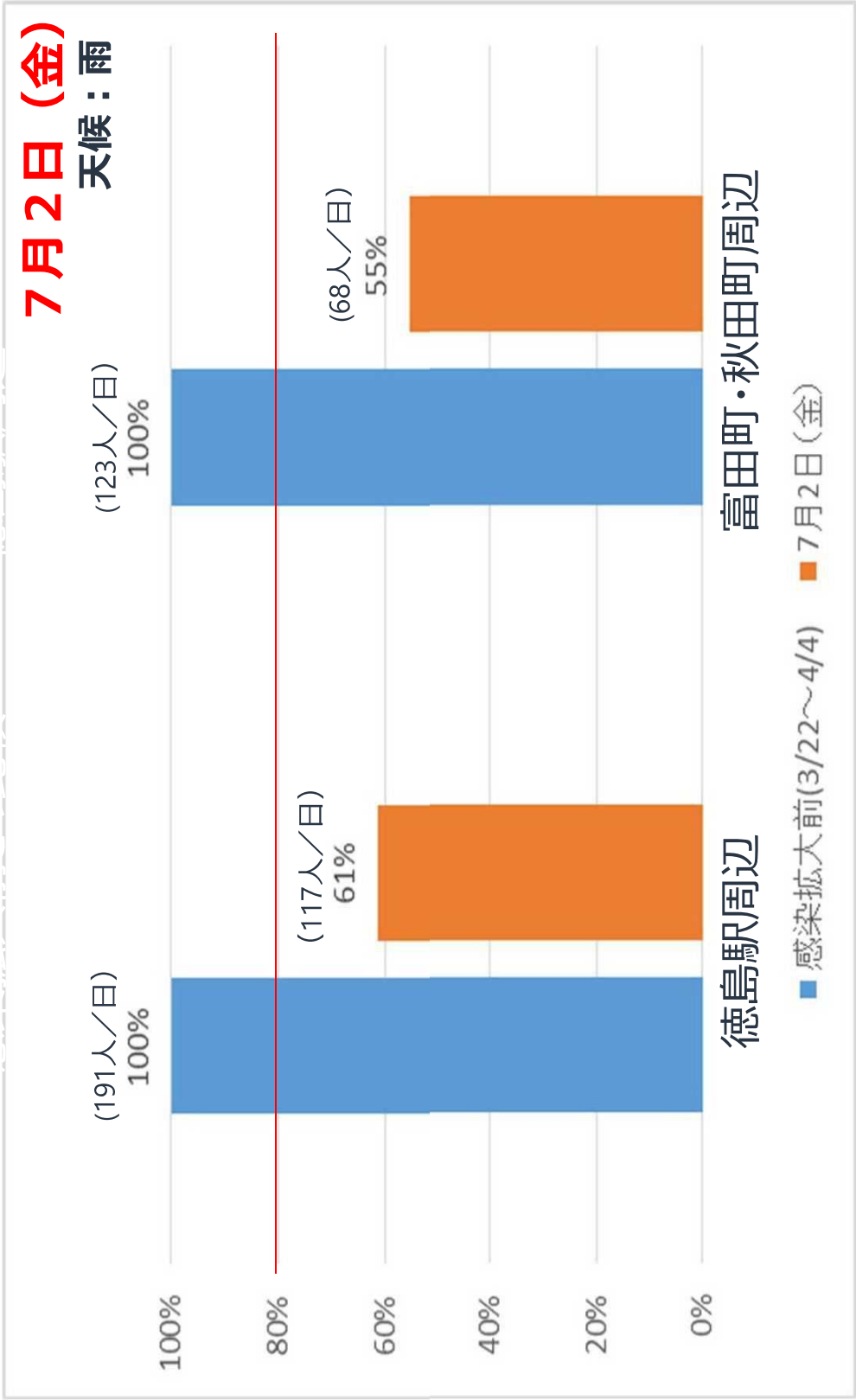


徳島県への来県者の分析（人流）について

感染拡大前との比較	徳島駅周辺	61%
	富田町・秋田町周辺	55%

京阪神3府県からの人流

※令和3年7月7日（水）時点の速報値



※3府県（京都府、大阪府、兵庫県）からの来県者で、18時から29時までの滞在時間が1時間以上の人数を推計

【参考】今までの人流データ
5府県（京都、大阪、兵庫、岡山、広島）

	公表日	データ分析日	徳島駅周辺 (基準となる数:243人)	富田町・秋田町周辺 (基準となる数:135人)
1	6/7(月)	6/2(水)	38% (92人)	10% (14人)
2	6/9(水)	6/4(金)	20% (49人)	68% (92人)
3	6/14(月)	6/9(水)	20% (48人)	61% (83人)
4	6/16(水)	6/11(金)	56% (137人)	56% (76人)
5	6/21(月)	6/16(水)	7% (18人)	14% (19人)
6	6/23(水)	6/18(金)	61% (148人)	153% (206人)
7	6/28(月)	6/23(水)	52% (126人)	89% (120人)
8	6/30(水)	6/25(金)	120% (291人)	173% (234人)

3府県（京都、大阪、兵庫）

	公表日	データ分析日	徳島駅周辺 (基準となる数:191人)	富田町・秋田町周辺 (基準となる数:123人)
9	7/5(月)	6/30(水)	29% (55人)	39% (48人)
10	7/7(水)	7/2(金)	61% (117人)	55% (68人)

(今回)

※80%以上の値については赤字で記載

徳島県内「主要観光地」等への来県者の分析（人流）について

6/21（月）～6/27（日）と前週との比較

※令和3年7月2日（金）時点の速報値

1 鳴門公園周辺

46 % 増

2 徳島駅周辺

54 % 増

5 大歩危・祖谷周辺

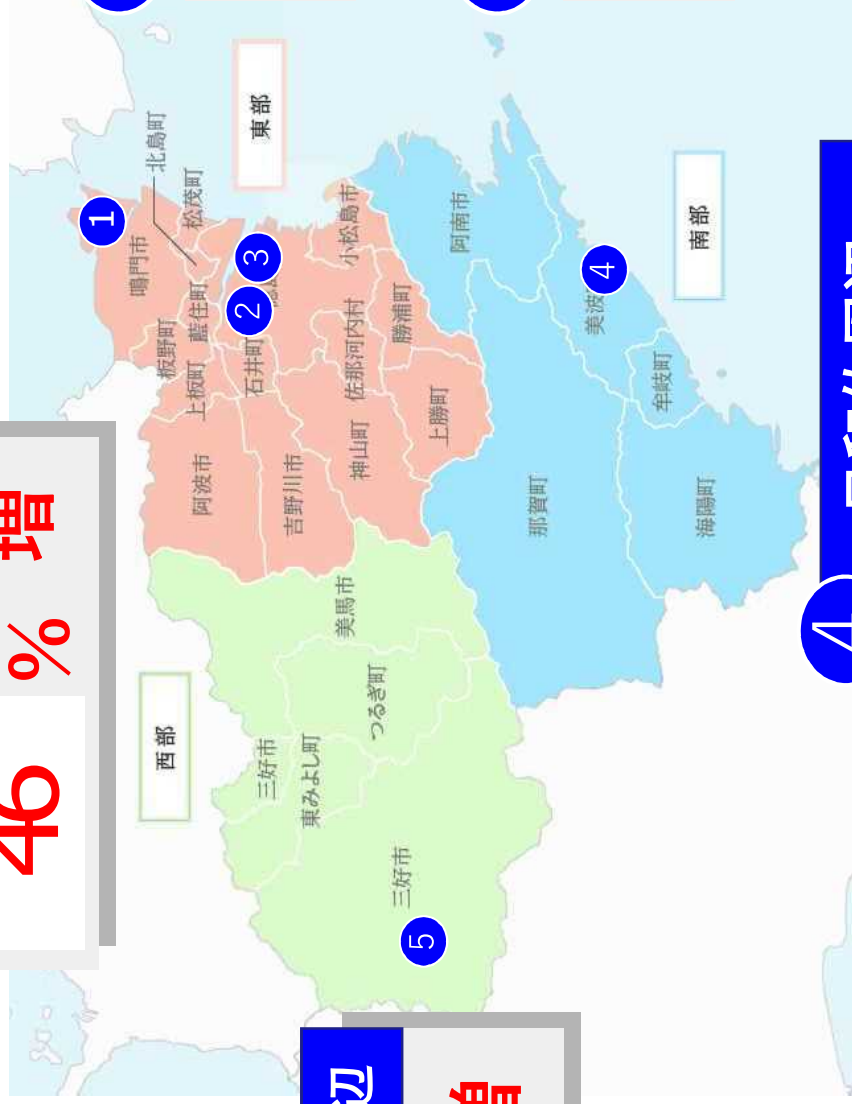
60 % 増

3 富田町・秋田町周辺

69 % 増

4 日和佐周辺

57 % 増



※3府県（京都府、大阪府、兵庫県）からの来県者で、滞在時間が1時間以上の人数を推計

資料5-3

データ提供：KDDI Location Analyze

徳島県内「主要観光地」等への来県者の分析（人流）について

6/28（月）～7/4（日）と前週との比較

※令和3年7月9日（金）時点の速報値

1 鳴門公園周辺

14 % 増

2 徳島駅周辺

18 % 減

5 大歩危・祖谷周辺

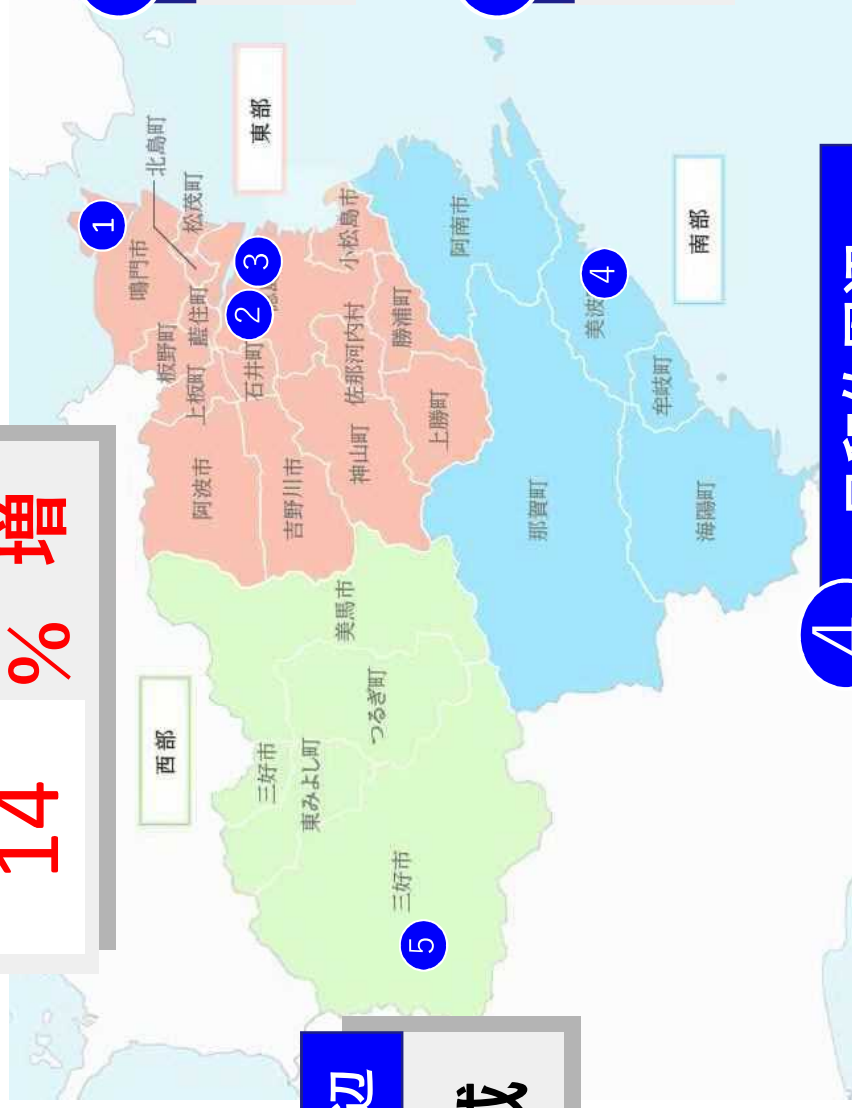
22 % 減

3 富田町・秋田町周辺

16 % 減

4 日和佐周辺

2 % 増



※3府県（京都府、大阪府、兵庫県）からの来県者で、滞在時間が1時間以上の人数を推計

資料 5-4

県及び関係機関が主催する主なイベント等(7/12～8/22)の実施状況について

開催日時	イベント名	主催	開催場所	開催施設		参加人数	県外からの 出演者・観客 の有無	実施状況	変更内容	担当部局	備考
				屋内又は屋外	収容人数						
1 7月15日	「徳島県犯罪被害者等支援 条例」制定記念シンポジウム	県	徳島グランヴィリオホテル (徳島市)	屋内	300人	定員100人	県外講師あり	実施方法を 変更	県外講師(関東)のオン ライン参加	危機管理環境部 消費者政策課	
2 8月10日	全国徳島県人会連合会総会	全国徳島 県人会連 合会	ホテル千秋閣 (徳島市)	屋内	200人	47人	県外:19人	実施方法を 変更	オンラインでの開催に 変更	政策創造部 総合政策課 広域行政室	
3 7月17日 ～19日	とくしま音楽祭 オーケストラキャンプ	県	徳島大学 あわぎんホール (徳島市)	屋内	293人 各800人以下	各日70人	県外:出演20人	中止を検討		未来創生文化部 文化・未来創造課	県外講師らとの合 同レッスン
4 8月7日 ～8日	とくしま音楽祭2021	県	文化の森イベントホール すだちくん森のシアター 徳島文理大学むらさきホール (徳島市)	屋内・屋外	200人 1,000人 1,314人	100人 300人 400人	県外:出演20人	中止を検討		未来創生文化部 文化・未来創造課	オーケストラキャン プの成果発表(県 外講師らとの共演)
5 8月9日	J1リーグ ガンバ大阪戦 (徳島市民デー)	徳島ヴォル テイス	ポカリスエットスタジアム (鳴門市)	屋外	19,514人	約7,000人	県外:不明	実施方法を 変更	ビジター席の設置無し を検討	商工労働観光部 にぎわいづくり課	
6 8月21日	J1リーグ 浦和レッズ戦 (徳島県民デー)	徳島ヴォル テイス	ポカリスエットスタジアム (鳴門市)	屋外	19,514人	約7,000人	県外:不明	実施方法を 変更	ビジター席の設置無し を検討	商工労働観光部 にぎわいづくり課	マルシェ同時開催
7 7月29日 ～30日	第69回全国高等学校 家庭クラブ研究発表大会	全国高等 学校家庭 クラブ連盟 他	あわぎんホール (徳島市)	屋内		1,200人	県外:なし	実施方法を 変更	オンラインでの開催に 変更	教育委員会 学校教育課	
8 7月28日	フレッシュ研修Ⅰ (初任者研修)	県	総合教育センター (板野町)	屋内	ホール 178人 大研修室 96人	275人	県外:2人	実施方法を 変更	会場を2カ所に変更し、 ホールから大研修室へ 講義内容を配信	教育委員会 事務局 総合教育センター	
9 8月3日	フレッシュ研修Ⅰ (初任者研修)	県	総合教育センター (板野町)	屋内	ホール 178人 大研修室 96人	227人	県外:なし	実施方法を 変更	会場を2カ所に変更し、 ホールから大研修室へ 講義内容を配信	教育委員会 事務局 総合教育センター	

とくしま
アラート

感染観察注意

発動日時：令和3年7月11日18時

夏休みやお盆での
人流の増加やデルタ株
に警戒を！

第5波 8月22日まで
“**早期警戒期間**”

東京オリンピックは「自宅で」「普段から一緒にいる人と」テレビ等で観戦を！

1 より一層の「感染防止対策の徹底」をお願いします

県民の皆様へ

- ▶ 都道府県境をまたぐ移動は
一層慎重に判断
- ▶ 3密(密閉・密集・密接)の場面はもとより
「2密・1密」についても回避
- ▶ 基本的対策(マスク着用、咳エチケット、うがい)
の徹底を
の徹底を
- ▶ 飲食店・宿泊施設は、
「**コロナ対策三ッ星店**」を利用
ガイドライン実践店ステッカー
PCR 定期検査協力店ステッカー
とくしまコロナお知らせシステム

事業者の皆様へ

- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の
利用自粛を
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、
定期的な検査実施に協力を
- ▶ テレワークを推進し、
出勤や出張は必要最小限に



2 以下の区域への「移動は原則中止・延期」を

緊急事態宣言対象区域

8月22日まで

東京都 沖縄県

まん延防止等重点措置区域

8月22日まで 各知事が指定する区域

※区域については各府県のホームページ等で最新の情報をご確認ください

埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府

上記以外との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。
やむを得ない帰省の際は、県が実施する事前 PCR 検査をご利用ください。

3 「第5波・早期警戒期間」においては、以下の取組を実施します

- **人流調査の強化** 繁華街や主要観光地の人流調査のきめ細やかなモニタリングにより
県外からの人の流れを「見える化」
- **帰省される方への事前 PCR 検査** やむを得ず帰省される方を対象に、
事前に PCR 検査を無料で実施
- **PCR モニタリング定期検査** 「ガイドライン実践店ステッカー」、
「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みの
飲食店、宿泊施設を対象に定期的な PCR 検査を無料で実施
- **面的モニタリング検査** 学校や企業などで複数の感染者が発生した場合に PCR 検査を実施

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部